

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計	962,987	958,627	1,036,347	1,271,160	1,024,352
住宅新築資金等貸付特別会計	0	0	0	0	0
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	962,987	958,627	1,036,347	1,271,160	1,024,352
標準財政規模	15,487,071	16,044,647	15,561,287	15,950,337	16,354,399
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(6.21%)	(5.97%)	(6.65%)	(7.96%)	(6.26%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国民健康保険特別会計(事業勘定)	73,786	173,418	53,670	61,210	43,514
国民健康保険特別会計(直営診療施設勘定)	8,075	21,751	23,240	1,809	2,578
後期高齢者医療特別会計	25,312	28,479	31,594	32,160	39,881
介護保険特別会計(保険事業勘定)	113,391	202,122	209,925	190,226	62,879
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
法適用企業					
宅地造成事業以外					
水道事業会計	1,370,070	1,388,289	1,367,810	835,301	823,239
工業用水道事業会計	668,461	678,808	705,072	238,346	274,642
下水道事業会計	133,539	189,966	302,146	373,272	409,114
簡易水道事業会計	-	-	24	8	65
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
簡易水道特別会計	0	561	-	-	-
宅地造成事業					
工業用地造成事業特別会計	0	0	0	0	0
合計(2)	3,355,621	3,642,021	3,729,828	3,003,492	2,680,264
標準財政規模	15,487,071	16,044,647	15,561,287	15,950,337	16,354,399
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(21.66%)	(22.69%)	(23.96%)	(18.83%)	(16.38%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計	1,089,373	3,376,227	1,405,566	2,056,160	1,810,251
学校給食事業特別会計	26,706	485	-	-	-
住宅新築資金等貸付特別会計	9,726	-	-	-	-
汚水処理事業特別会計	1,379	1,324	75	79	116
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	1,127,184	3,378,036	1,405,641	2,056,239	1,810,367
標準財政規模	33,070,027	34,429,173	34,272,890	34,315,420	34,861,192
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(3.40%)	(9.81%)	(4.10%)	(5.99%)	(5.19%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国民健康保険特別会計	91,921	290,832	15,255	20,181	18,364
介護保険特別会計	55,370	352,845	441,730	429,479	457,342
後期高齢者医療特別会計	44,956	49,797	53,379	59,608	76,669
駐車場事業特別会計	61	58	111	72	109
小型自動車競走事業特別会計	▲ 1,028,404	▲ 674,443	▲ 598,331	▲ 469,175	▲ 389,044
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
水道事業会計	1,435,149	1,338,483	1,688,477	2,449,626	2,723,955
工業用水道事業会計	24,162	36,678	49,841	68,645	88,304
飯塚市立病院事業会計	4,566	5,076	5,584	6,078	6,638
下水道事業会計	1,023,772	1,088,497	1,077,568	1,260,261	1,298,086
法適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
地方卸売市場事業特別会計	122,477	105	10,470	23,302	35,281
農業集落排水事業特別会計	135	57	211	111	122
工業用地造成事業特別会計	127,893	220,477	214,388	154,935	271,905
合計(2)	3,029,242	6,086,498	4,364,324	6,059,362	6,398,098
標準財政規模	33,070,027	34,429,173	34,272,890	34,315,420	34,861,192
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(9.16%)	(17.67%)	(12.73%)	(17.65%)	(18.35%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計	850,198	1,408,095	1,761,497	624,167	1,260,787
住宅新築資金等貸付事業特別会計	14,375	8,093	1,456	1,027	1,002
一般会計等に属する特別会計					
一般会計等					
合計(1)	864,573	1,416,188	1,762,953	625,194	1,261,789
標準財政規模	20,528,882	21,843,829	21,609,051	22,114,636	22,772,771
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(4.21%)	(6.48%)	(8.15%)	(2.82%)	(5.54%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国民健康保険事業特別会計	174,428	140,947	52,351	32,590	26,519
介護保険事業特別会計	776,532	598,123	742,523	532,415	220,256
後期高齢者医療特別会計	37,073	36,874	37,546	44,512	56,419
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
資金不足・剰余額	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
水道事業会計	2,204,076	2,141,649	2,202,288	2,073,962	2,138,927
下水道事業会計	1,844,636	1,929,127	1,998,161	2,068,501	2,204,788
法適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
渡船事業特別会計	1	0	0	1	1
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	5,901,319	6,262,908	6,795,822	5,377,175	5,908,699
標準財政規模	20,528,882	21,843,829	21,609,051	22,114,636	22,772,771
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(28.74%)	(28.67%)	(31.44%)	(24.31%)	(25.94%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計	670,181	860,870	692,298	576,754	631,549
自動車学校特別会計	20,284	28,766	4,570	3,583	2,588
一般会計等に属する特別会計					
一般会計等					
合計(1)	690,465	889,636	696,868	580,337	634,137
標準財政規模	8,780,627	9,153,648	9,037,952	9,128,630	9,233,949
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(7.86%)	(9.71%)	(7.71%)	(6.35%)	(6.86%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国民健康保険事業特別会計	146,467	141,152	131,391	11,665	45,097
後期高齢者医療事業特別会計	2,047	2,012	2,507	2,014	1,027
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
資金不足・剰余額	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
下水道事業会計	106,377	208,656	365,271	444,458	523,834
簡易水道事業会計	87,368	120,791	144,194	176,387	198,663
法適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	1,032,724	1,362,247	1,340,231	1,214,861	1,402,758
標準財政規模	8,780,627	9,153,648	9,037,952	9,128,630	9,233,949
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(11.76%)	(14.88%)	(14.82%)	(13.30%)	(15.19%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計	116,464	992,590	455,899	255,482	215,613
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	116,464	992,590	455,899	255,482	215,613
標準財政規模	8,387,014	8,666,882	8,536,850	8,618,891	8,755,241
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(1.38%)	(11.45%)	(5.34%)	(2.96%)	(2.46%)

会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国民健康保険事業	▲ 95,220	20,867	125,852	220,015	310,126
介護保険事業	92,868	215,910	269,777	184,082	124,703
後期高齢者医療事業	2,021	2,923	4,537	5,173	4,745
介護サービス事業	960	-	-	-	-

会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
法適用企業					
宅地造成事業以外					
水道事業会計	776,393	696,299	621,357	579,790	557,779
下水道事業会計	7,499	2,028	4,542	6,957	488
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	900,985	1,930,617	1,481,964	1,251,499	1,213,454
標準財政規模	8,387,014	8,666,882	8,536,850	8,618,891	8,755,241
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(10.74%)	(22.27%)	(17.35%)	(14.52%)	(13.85%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計	988,777	1,765,212	1,434,576	1,569,351	1,094,984
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	988,777	1,765,212	1,434,576	1,569,351	1,094,984
標準財政規模	19,300,684	20,484,744	20,370,484	20,952,705	21,759,463
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(5.12%)	(8.61%)	(7.04%)	(7.48%)	(5.03%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国民健康保険特別会計	20,652	8,946	15,319	155,092	188,211
介護保険特別会計(保険事業勘定)	151,300	114,055	89,655	226	709
介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	20,844	18,374	14,582	9,518	2,801
後期高齢者医療特別会計	28,784	44,592	50,513	50,949	67,775
筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計	0	0	-	-	-
筑紫地区介護認定審査会事業特別会計	-	-	-	0	0
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
法適用企業					
宅地造成事業以外					
水道事業会計	2,174,283	2,187,124	2,097,396	2,135,241	2,319,176
下水道事業会計	1,182,629	1,267,016	1,280,569	1,317,566	1,313,979
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	4,567,269	5,405,319	4,982,610	5,237,943	4,987,635
標準財政規模	19,300,684	20,484,744	20,370,484	20,952,705	21,759,463
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(23.66%)	(26.38%)	(24.45%)	(24.99%)	(22.92%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計	58,129	549,149	659,177	216,029	329,880
病院事業債管理特別会計	0	0	0	0	0
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	58,129	549,149	659,177	216,029	329,880
標準財政規模	27,806,819	28,741,163	28,117,517	28,529,825	28,765,195
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(0.20%)	(1.91%)	(2.34%)	(0.75%)	(1.14%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国民健康保険事業	548,989	707,492	695,476	707,189	659,270
介護保険事業	460,523	462,294	468,496	324,183	116,281
後期高齢者医療事業	37,146	38,747	43,797	49,740	56,104
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
水道事業会計	2,843,058	2,959,921	3,293,493	3,427,959	3,578,373
公共下水道事業会計	1,044,473	1,228,531	1,385,614	1,424,205	1,365,410
法適用企業 宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業 宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	4,992,318	5,946,134	6,546,053	6,149,305	6,105,318
標準財政規模	27,806,819	28,741,163	28,117,517	28,529,825	28,765,195
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(17.95%)	(20.68%)	(23.28%)	(21.55%)	(21.22%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計	239,396	310,582	673,588	362,722	808,639
小郡市住宅新築資金等貸付事業特別会計	10,847	10,959	11,026	11,099	11,157
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	250,243	321,541	684,614	373,821	819,796
標準財政規模	12,040,601	12,796,359	12,716,050	12,908,106	13,290,565
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(2.07%)	(2.51%)	(5.38%)	(2.89%)	(6.16%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小郡市国民健康保険事業特別会計	158,669	217,117	239,043	245,352	278,230
小郡市後期高齢者医療特別会計	25,912	29,690	31,352	31,877	55,549
小郡市介護保険事業特別会計(介護保険事業勘定)	22,499	-	-	-	-
小郡市介護保険事業特別会計(介護サービス事業勘定)	0	-	-	-	-
小郡市介護保険事業特別会計	-	75,322	62,389	45,624	31,057
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
法適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業	8,300	8,300	8,300	8,300	8,300
小郡市工業団地整備事業特別会計					
合計(2)	919,064	1,124,891	1,519,288	1,240,839	1,739,129
標準財政規模	12,040,601	12,796,359	12,716,050	12,908,106	13,290,565
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(7.63%)	(8.79%)	(11.94%)	(9.61%)	(13.08%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計	1,224,005	2,239,959	1,284,577	1,169,502	1,076,732
土地取得事業特別会計	-	-	-	-	0
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	1,224,005	2,239,959	1,284,577	1,169,502	1,076,732
標準財政規模	19,874,837	20,991,757	20,838,758	21,304,903	22,125,838
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(6.15%)	(10.67%)	(6.16%)	(5.48%)	(4.86%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国民健康保険事業特別会計	226,078	240,888	122,646	99,625	107,883
後期高齢者医療事業特別会計	68,996	72,581	72,556	75,362	91,775
介護保険事業特別会計	142,806	139,526	83,371	142,448	260,581
筑紫地区介護認定審査会事業特別会計	0	-	-	-	-
筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計	-	-	0	0	-
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
下水道事業会計	843,138	960,023	949,216	960,920	959,423
法適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	2,505,023	3,652,977	2,512,366	2,447,857	2,496,394
標準財政規模	19,874,837	20,991,757	20,838,758	21,304,903	22,125,838
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(12.60%)	(17.40%)	(12.05%)	(11.48%)	(11.28%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計	576,779	589,694	784,288	458,449	140,360
住宅新築資金等貸付事業特別会計	2,156	4,697	4,643	2,132	1,634
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	578,935	594,391	788,931	460,581	141,994
標準財政規模	12,664,004	13,059,656	12,618,215	12,595,621	12,974,909
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(4.57%)	(4.55%)	(6.25%)	(3.65%)	(1.09%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国民健康保険事業特別会計	▲ 347,976	▲ 307,218	▲ 240,209	▲ 271,412	▲ 302,574
後期高齢者医療特別会計	9,568	9,413	11,234	11,097	14,439
介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	83	163,818	299,415	50,928	81,756
介護保険事業特別会計(サービス事業勘定)	0	0	0	0	0
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
水道事業会計	1,375,777	1,208,394	1,028,471	886,501	615,507
法適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	1,616,387	1,668,798	1,887,842	1,137,695	551,122
標準財政規模	12,664,004	13,059,656	12,618,215	12,595,621	12,974,909
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(12.76%)	(12.77%)	(14.96%)	(9.03%)	(4.24%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計	790,969	780,456	869,587	770,134	1,011,356
住宅新築資金等貸付事業特別会計	35,829	35,104	0	-	-
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	162,354	180,086	163,797	125,549	66,151
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	989,152	995,646	1,033,384	895,683	1,077,507
標準財政規模	70,294,508	73,754,152	72,378,584	73,275,606	75,079,508
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(1.40%)	(1.34%)	(1.42%)	(1.22%)	(1.43%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国民健康保険事業特別会計	1,392,490	1,390,766	1,276,575	1,045,045	394,781
介護保険事業特別会計	510,540	302,601	371,359	138,341	143,531
後期高齢者医療事業特別会計	93,964	100,742	113,872	152,790	178,841
市営駐車場事業特別会計	8,040	8,091	10,458	9,206	5,195
競輪事業特別会計	599,371	653,355	704,140	538,985	624,375
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
法適用企業					
宅地造成事業以外					
水道事業会計	6,037,327	5,039,794	5,342,970	5,266,779	5,981,621
下水道事業会計	5,116,318	2,864,264	4,787,090	3,302,297	2,689,550
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
農業集落排水事業特別会計	11,812	10,962	10,379	11,246	8,247
特定地域生活排水処理事業特別会計	14,163	11,741	12,364	12,463	10,730
卸売市場事業特別会計	14,669	14,745	15,818	14,440	14,906
宅地造成事業					
産業団地整備事業特別会計	-	0	0	0	0
合計(2)	14,787,846	11,392,707	13,678,409	11,387,275	11,129,284
標準財政規模	70,294,508	73,754,152	72,378,584	73,275,606	75,079,508
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(21.03%)	(15.44%)	(18.89%)	(15.54%)	(14.82%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計	1,472,778	2,112,104	1,422,692	1,109,937	1,925,367
住宅新築資金等貸付事業特別会計	25,886	0	-	-	-
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	1,498,664	2,112,104	1,422,692	1,109,937	1,925,367
標準財政規模	12,142,346	13,226,084	12,957,197	13,098,673	13,993,278
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(12.34%)	(15.96%)	(10.97%)	(8.47%)	(13.75%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国民健康保険特別会計	142,464	90,038	69,390	49,587	92,482
後期高齢者医療特別会計	133	2,640	2,543	2,963	15,994
介護保険特別会計(保険事業勘定)	160,623	-	-	-	-
介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	6,116	-	-	-	-
介護保険特別会計	-	65,332	72,212	39,639	73,955
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
水道事業会計	1,383,279	1,187,584	1,004,761	811,086	478,133
下水道事業会計	248,997	415,360	264,328	363,458	455,160
法適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	3,440,276	3,873,058	2,835,926	2,376,670	3,041,091
標準財政規模	12,142,346	13,226,084	12,957,197	13,098,673	13,993,278
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(28.33%)	(29.28%)	(21.88%)	(18.14%)	(21.73%)

実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

連結実質赤字比率の算定範囲

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計	1,287,966	2,133,532	1,839,597	1,640,305	1,608,260
住宅新築資金等貸付事業特別会計	3,131	2,589	1,503	546	556
筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計	-	-	-	-	0
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	1,291,097	2,136,121	1,841,100	1,640,851	1,608,816
標準財政規模	13,938,876	14,959,317	14,661,805	14,954,218	15,493,217
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(9.26%)	(14.27%)	(12.55%)	(10.97%)	(10.38%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国民健康保険事業特別会計	87,057	120,918	99,755	62,617	74,054
介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	28,993	108,815	66,612	61,531	41,293
介護保険事業特別会計(介護サービス事業勘定)	0	0	0	0	0
後期高齢者医療特別会計	53,192	44,469	46,002	47,201	41,449
筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計	-	-	-	-	-
筑紫地区介護認定審査会事業特別会計	-	-	-	-	-
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
水道事業会計	1,845,800	1,981,758	1,540,892	1,524,791	1,565,183
下水道事業会計	1,218,612	1,491,229	1,709,901	1,887,553	1,912,167
法適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	4,524,751	5,883,310	5,304,262	5,224,544	5,242,962
標準財政規模	13,938,876	14,959,317	14,661,805	14,954,218	15,493,217
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(32.46%)	(39.32%)	(36.17%)	(34.93%)	(33.84%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計	915,356	1,805,643	1,362,274	1,664,448	1,707,452
住宅新築資金等貸付特別会計	▲ 43,137	▲ 42,239	▲ 39,833	0	-
地方独立行政法人筑後市立病院貸付特別会計	0	0	0	0	0
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	872,219	1,763,404	1,322,441	1,664,448	1,707,452
標準財政規模	10,689,775	11,354,223	11,239,746	11,533,564	11,970,340
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(8.15%)	(15.53%)	(11.76%)	(14.43%)	(14.26%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国民健康保険特別会計	151,246	173,773	143,954	144,778	303,490
介護保険特別会計(保険事業勘定)	219,628	192,706	132,581	81,659	104,291
介護保険特別会計(地域包括支援センター事業勘定)	3,281	3,257	3,460	3,164	1,541
後期高齢者医療特別会計	2,501	3,239	7,090	9,430	13,905
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
水道事業会計	1,928,061	2,044,790	1,977,501	1,856,878	1,737,415
下水道事業会計	86,028	83,334	95,934	111,616	102,968
法適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	3,262,964	4,264,503	3,682,961	3,871,973	3,971,062
標準財政規模	10,689,775	11,354,223	11,239,746	11,533,564	11,970,340
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(30.52%)	(37.55%)	(32.76%)	(33.57%)	(33.17%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
一般会計	980,334	1,450,135	1,159,400	1,390,411	957,853	
一般会計等に属する特別会計	住宅新築資金等貸付事業特別会計	17,806	18,824	22,063	1,750	62
	奨学資金貸与事業特別会計	3,009	3,532	3,106	2,277	2,590
合計(1)	1,001,149	1,472,491	1,184,569	1,394,438	960,505	
標準財政規模	19,688,779	20,840,048	20,512,072	21,045,818	21,656,150	
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))	(5.08%)	(7.06%)	(5.77%)	(6.62%)	(4.43%)	
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	22,347	24,683	86,657	78,250	124,450
	介護保険事業特別会計	113,900	173,019	145,240	131,005	165,899
	後期高齢者医療事業特別会計	44,617	44,595	48,260	55,520	65,653
	筑紫地区介護認定審査会事業特別会計	-	0	0	-	-
	筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計	-	-	-	-	-
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
法適用企業	水道事業会計	2,322,683	2,342,434	2,274,259	2,253,887	1,920,731
	下水道事業会計	1,472,595	1,748,570	2,001,529	2,244,114	2,495,369
宅地造成事業以外						
宅地造成事業						
法非適用企業	農業集落排水事業特別会計	0	0	0	0	0
	宅地造成事業以外					
宅地造成事業						
合計(2)	4,977,291	5,805,792	5,740,514	6,157,214	5,732,607	
標準財政規模	19,688,779	20,840,048	20,512,072	21,045,818	21,656,150	
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))	(25.27%)	(27.85%)	(27.98%)	(29.25%)	(26.47%)	

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計	256,307	1,234,067	578,269	277,283	594,498
公共用地先行取得事業特別会計	0	▲ 575,435	0	0	-
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	256,307	658,632	578,269	277,283	594,498
標準財政規模	9,973,192	10,684,888	10,493,690	10,703,731	11,278,926
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(2.56%)	(6.16%)	(5.51%)	(2.59%)	(5.27%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国民健康保険事業特別会計	58,969	114,873	66,052	26,525	114,091
介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	80,375	32,207	5,181	6,360	22,720
後期高齢者医療特別会計	23,218	22,275	23,988	28,499	31,470
筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計	-	-	-	-	-
筑紫地区介護認定審査会事業特別会計	-	-	-	-	-
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
那珂川市下水道事業会計	1,040,714	1,091,066	1,126,871	1,139,197	1,119,891
法適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	1,459,583	1,919,053	1,800,361	1,477,864	1,882,670
標準財政規模	9,973,192	10,684,888	10,493,690	10,703,731	11,278,926
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(14.63%)	(17.96%)	(17.15%)	(13.80%)	(16.69%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計	1,056,865	1,341,663	1,099,354	899,125	1,008,166
中間市公共用地先行取得特別会計	0	0	0	0	0
中間市住宅新築資金等特別会計	▲ 333,482	▲ 323,859	▲ 320,894	▲ 318,582	▲ 317,925
中間市地域下水道事業特別会計	1,400	990	1,502	1,188	0
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	724,783	1,018,794	779,962	581,731	690,241
標準財政規模	9,789,683	10,050,644	9,780,124	9,834,318	10,025,278
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(7.40%)	(10.13%)	(7.97%)	(5.91%)	(6.88%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中間市特別会計国民健康保険事業	▲ 772,701	▲ 763,815	▲ 652,045	▲ 660,662	▲ 570,898
中間市介護保険事業特別会計	298,473	239,029	337,058	358,821	280,073
中間市後期高齢者医療特別会計	14,912	17,440	17,265	18,922	22,204
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
法適用企業					
宅地造成事業以外					
中間市水道事業会計	1,486,069	1,389,269	1,307,718	1,243,189	1,135,479
中間市病院事業会計	256,377	-	-	-	-
中間市公共下水道事業会計	123,038	177,488	229,101	288,847	350,751
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	2,130,951	2,078,205	2,019,059	1,830,848	1,907,850
標準財政規模	9,789,683	10,050,644	9,780,124	9,834,318	10,025,278
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(21.76%)	(20.67%)	(20.64%)	(18.61%)	(19.03%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計	1,000,224	1,997,998	1,162,238	941,153	1,340,848
同和地区住宅資金貸付事業特別会計	12,621	3,653	15,649	13,311	4,327
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	1,012,845	2,001,651	1,177,887	954,464	1,345,175
標準財政規模	13,662,607	13,875,216	13,560,395	13,991,631	14,247,100
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(7.41%)	(14.42%)	(8.68%)	(6.82%)	(9.44%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国民健康保険特別会計	181,424	235,450	177,818	187,846	62,842
介護保険特別会計(保険事業勘定)	298,308	245,392	303,611	75,913	4,026
介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	2,368	1,682	0	0	0
後期高齢者医療特別会計	23,274	24,761	24,064	25,566	32,106
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
法適用企業					
宅地造成事業以外					
水道事業会計	1,985,486	1,919,086	1,731,430	1,498,914	1,423,108
下水道事業会計	120,345	136,498	183,579	265,646	466,886
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
上頓野産業団地造成事業特別会計	0	0	0	0	0
合計(2)	3,624,050	4,564,520	3,598,389	3,008,349	3,334,143
標準財政規模	13,662,607	13,875,216	13,560,395	13,991,631	14,247,100
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(26.52%)	(32.89%)	(26.53%)	(21.50%)	(23.40%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計	8,631,878	9,350,019	9,880,356	9,362,362	9,444,963
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	0	0	0	0	0
伊都土地区画整理事業特別会計	0	0	-	-	-
香椎駅周辺土地区画整理事業特別会計	0	1,556,831	0	0	0
公共用地先行取得事業特別会計	0	0	-	-	-
市債管理特別会計	0	0	0	0	0
市立病院機構病院事業債管理特別会計	0	0	0	0	0
貝塚駅周辺土地区画整理事業特別会計	-	0	0	0	0
企業等成長支援事業特別会計	-	-	-	-	0
合計(1)	8,631,878	10,906,850	9,880,356	9,362,362	9,444,963
標準財政規模	427,491,897	451,517,796	442,104,112	453,616,210	470,514,285
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(2.01%)	(2.41%)	(2.23%)	(2.06%)	(2.00%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
後期高齢者医療特別会計	79,638	138,395	221,308	173,160	215,929
国民健康保険事業特別会計	3,654,697	3,313,654	3,419,814	1,400,767	1,936,310
介護保険事業特別会計	1,505,355	1,116,506	1,066,525	917,252	1,546,062
駐車場特別会計	0	0	-	-	-
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
法適用企業					
宅地造成事業以外					
モーターボート競走事業会計	12,342,456	18,253,563	19,969,226	21,203,899	21,799,435
下水道事業会計	15,911,950	13,878,850	12,627,529	14,447,202	16,222,762
水道事業会計	11,588,733	11,177,421	12,608,415	15,137,397	14,865,051
工業用水道事業会計	445,752	517,904	593,651	565,328	640,223
高速鉄道事業会計	0	0	0	0	0
集落排水事業会計	-	-	-	-	79,040
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
集落排水事業特別会計	0	0	0	0	0
中央卸売市場特別会計	0	0	0	0	0
市営渡船事業特別会計	0	0	0	0	0
宅地造成事業					
港湾整備事業特別会計	0	0	0	0	0
合計(2)	54,160,459	59,303,143	60,386,824	63,207,367	66,749,775
標準財政規模	427,491,897	451,517,796	442,104,112	453,616,210	470,514,285
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(12.66%)	(13.13%)	(13.65%)	(13.93%)	(14.18%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計	675,547	515,574	832,687	549,990	589,687
住宅新築資金等貸付事業特別会計	7,293	0	-	-	-
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	682,840	515,574	832,687	549,990	589,687
標準財政規模	13,508,779	14,760,417	14,814,145	15,027,103	15,657,994
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(5.05%)	(3.49%)	(5.62%)	(3.65%)	(3.76%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国民健康保険事業特別会計	75,591	86,414	127,062	70,426	45,088
後期高齢者医療事業特別会計	8,935	7,260	11,086	33,180	6,655
介護保険事業特別会計	81,195	80,845	171,485	93,119	32,938
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
福津市公共下水道事業会計	517,957	549,142	588,760	655,909	699,432
法適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	1,366,518	1,239,235	1,731,080	1,402,624	1,373,800
標準財政規模	13,508,779	14,760,417	14,814,145	15,027,103	15,657,994
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(10.11%)	(8.39%)	(11.68%)	(9.33%)	(8.77%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計	551,972	1,254,927	992,003	666,371	1,408,845
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	551,972	1,254,927	992,003	666,371	1,408,845
標準財政規模	9,132,571	9,467,401	9,195,681	9,302,578	9,298,553
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(6.04%)	(13.25%)	(10.78%)	(7.16%)	(15.15%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国民健康保険特別会計	▲ 227,375	71,717	50,839	53,808	97,702
後期高齢者医療特別会計	8,333	12,981	12,018	9,030	10,588
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
法適用企業					
宅地造成事業以外					
水道事業会計	350,029	386,210	386,277	389,274	384,653
下水道事業会計	113,630	141,368	163,828	183,366	158,306
簡易水道事業会計	15,506	19,454	25,905	31,735	34,578
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	812,095	1,886,657	1,630,870	1,333,584	2,094,672
標準財政規模	9,132,571	9,467,401	9,195,681	9,302,578	9,298,553
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(8.89%)	(19.92%)	(17.73%)	(14.33%)	(22.52%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計	957,811	2,118,195	2,008,746	434,044	1,306,289
住宅新築資金等貸付事業特別会計	3,403	0	-	-	-
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	961,214	2,118,195	2,008,746	434,044	1,306,289
標準財政規模	20,246,485	21,399,636	20,894,967	21,577,440	22,152,843
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(4.74%)	(9.89%)	(9.61%)	(2.01%)	(5.89%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国民健康保険特別会計(事業勘定)	202,577	194,330	95,653	103,091	60,656
国民健康保険特別会計(直営診療施設勘定)	2,643	8,533	4,834	3,394	2,445
後期高齢者医療特別会計	44,001	43,381	45,865	47,604	58,181
介護保険特別会計(保険事業勘定)	245,582	209,762	261,493	208,352	14,046
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
下水道事業会計	1,638,987	1,836,812	1,969,588	2,051,605	2,179,119
法適用企業 宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業 渡船事業特別会計	0	0	0	0	3,950
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	3,095,004	4,411,013	4,386,179	2,848,090	3,624,686
標準財政規模	20,246,485	21,399,636	20,894,967	21,577,440	22,152,843
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(15.28%)	(20.61%)	(20.99%)	(13.19%)	(16.36%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計	763,118	1,678,416	1,098,553	630,650	455,358
住宅新築資金等特別会計	11,179	0	-	-	-
公共用地先行取得等特別会計	0	0	0	0	0
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	774,297	1,678,416	1,098,553	630,650	455,358
標準財政規模	16,419,974	17,140,699	16,785,505	16,886,314	17,379,364
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(4.71%)	(9.79%)	(6.54%)	(3.73%)	(2.62%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国民健康保険特別会計	126,680	271,923	214,763	297,446	176,530
後期高齢者医療特別会計	3,480	4,664	5,665	3,638	4,076
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
水道事業会計	2,122,220	2,194,607	2,263,133	2,135,086	2,033,486
公共下水道事業会計	124,648	127,255	148,631	292,253	338,412
法適用企業 宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業 宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	3,151,325	4,276,865	3,730,745	3,359,073	3,007,862
標準財政規模	16,419,974	17,140,699	16,785,505	16,886,314	17,379,364
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(19.19%)	(24.95%)	(22.22%)	(19.89%)	(17.30%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計	558,474	1,322,385	1,563,905	1,158,564	928,781
八女市矢部診療所特別会計	6,027	12,701	6,355	10,123	4,125
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	564,501	1,335,086	1,570,260	1,168,687	932,906
標準財政規模	19,877,411	20,751,815	20,405,156	20,727,157	21,290,951
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(2.83%)	(6.43%)	(7.69%)	(5.63%)	(4.38%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
八女市国民健康保険事業費特別会計	66,397	41,871	53,850	122,787	89,748
八女市介護保険事業費特別会計	355,504	84,959	158,687	229,866	183,993
八女市後期高齢者医療特別会計	2,257	1,800	37,474	6,793	12,549
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
八女市水道事業会計	1,894,269	1,918,816	1,979,436	2,018,773	2,080,424
八女市下水道事業会計	28,056	23,500	22,058	41,620	58,220
法適用企業 宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業 宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	2,910,984	3,406,032	3,821,765	3,588,526	3,357,840
標準財政規模	19,877,411	20,751,815	20,405,156	20,727,157	21,290,951
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(14.64%)	(16.41%)	(18.72%)	(17.31%)	(15.77%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計	586,335	554,593	851,635	787,341	820,243
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	586,335	554,593	851,635	787,341	820,243
標準財政規模	14,328,324	15,270,248	14,962,729	15,412,787	15,830,612
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(4.09%)	(3.63%)	(5.69%)	(5.10%)	(5.18%)

会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国民健康保険特別会計	▲ 398,694	▲ 238,337	▲ 147,647	▲ 168,304	▲ 84,568
介護認定特別会計	6,063	3,962	5,115	4,061	3,556
介護保険(保険事業勘定)会計	253,332	481,133	435,787	348,179	240,383
後期高齢者医療特別会計	5,344	4,531	3,956	9,329	11,246
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					

会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
法適用企業	水道事業会計	3,309,054	3,530,453	3,612,691	3,914,729	4,265,883
	公共下水道事業会計	431,057	72,210	598,442	628,527	-
	下水道事業会計	-	-	-	-	757,590
法非適用企業						
法非適用企業	地方卸売市場会計	448	953	288	1,610	4,369
	農業集落排水事業会計	4,775	4,851	8,299	21,902	-
合計(2)	4,197,714	4,414,349	5,368,566	5,547,374	6,018,702	
標準財政規模	14,328,324	15,270,248	14,962,729	15,412,787	15,830,612	
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))	(29.29%)	(28.90%)	(35.87%)	(35.99%)	(38.01%)	

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）